

広島県告示第千百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	住所	指定年月日
	ウエルビイ株式会社	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	サンキ・ウエルビイ広島福祉用具センター	広島市安佐南区山本二丁目九番一八号	平成一九年一月一日
行	居宅サービス事業所				